

各戸配布広報紙「福岡県だより」の製作及び配送業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各戸配布広報紙「福岡県だより」（以下「広報紙」という。）の製作及び配送業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、別紙「各戸配布広報紙仕様書」及び「各戸配布広報紙音声コード版仕様書」に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和8年 月 日から令和9年5月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料は、広報紙発行部数1部当たり金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）、広報紙音声コード版発行部数1部当たり金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（法令等の遵守）

第5条 本業務の実施にあたっては、仕様書のほか、仕様書記載の関係法令等に準拠しなければならない。

（秘密保持）

第6条 乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、本業務で得られた資料及び成果を甲の許可なく外部に貸与又は使用させてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（業務の監督）

第8条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（業務の完了）

第9条 乙は、業務を完成した場合は、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに成果物について検査（以下「完了検査」という。）を行い、発行部数を確定し、乙に通知するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、完了検査後、確定した発行部数に第3条に定める委託料を乗じた額の支払を、甲に請求することができる。ただし、各会計年度における発行号を次のとおりとし、請求は各号毎に行うこととする。

令和8年度 令和8年7月号、9月号、11月号、令和9年1月号、3月号

令和9年度 令和9年5月号

2 甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲にその状況及び内容を速やかに報告し、甲の指示に従うものとする。

2 前項の場合において、甲の責に帰すべき理由によるものを除き、乙はその生じた損害を賠償する責任を負う。

(危険負担)

第12条 納入前に成果物に滅失又は損害が生じた場合は、甲の責めに帰すべき理由によるものを除き、その復旧に要する費用は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、乙の業務が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲が必要と認める方法により履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 甲は、乙の業務が契約不適合であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

5 甲は、納品時から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(仕様変更)

第14条 甲は、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他この契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、乙と協議の上、仕様書を変更することができる。

2 前項の場合において、委託料の変更額は、甲と乙が協議して定める。

(事情変更による委託料の変更)

第15条 甲又は乙は、前条の場合によるほか、この契約締結時において、予期することのできない特別な事情により、日本国内における賃金又は物価に著しい変動を生じ、委託料が著しく不相当となったときは、相手方に対し、委託料の変更を請求することができる。

2 前項の規定に基づき委託料の変更が請求された場合であって、当該請求が妥当と認められるときは、委託料の変更額は、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から60日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第16条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額の減額又は削除があつた場合、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合であつて、乙に損害があるときは、甲に対しその損害の賠償を請求することができる。

(甲の催告による解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期限までに業務が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から10日以内に、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、本契約は、1部当たりの単価契約であるため、ここでいう契約金額とは、第3条に定める、広報紙に係る委託料に13,233,543部(令和7年5月、7月、9月、11月、令和8年1月、3月号の発行実績部数)を乗じた額と広報紙音声コード版に係る委託料に2,100部(令和8年7月、9月、11月、令和9年1月、3月、5月の発行見込み部数)を乗じた額の合算に置き換える(以下第18条第3項、第19条第2項及び第25条において同じ。)。この場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

3 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(甲の催告によらない解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
 - 二 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - 六 第 21 条又は第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - 七 第 26 条第 1 項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。
 - 八 第 26 条第 3 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - 九 乙が甲との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。
- 3 前二項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、乙は違約金として、甲が契約を解除した日から 10 日以内に、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 前項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。
(暴力団排除)
- 第 19 条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 第 1 号又は第 2 号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 前三条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前三条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の催告によらない解除権)

第22条 乙は、第14条の規定による仕様変更により委託料の年額が3分の2以上減少するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、乙に損害があるときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条第1項又は前条第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(再委託の禁止)

第24条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。

(遅滞損害金)

第25条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅滞日数に応じ、契約金額の年2.5パーセントの割合で計算した額に相当する額を遅滞損害金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第26条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、乙がこの契約に係る業務の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、

特段の理由がある場合を除き、乙の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を甲に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第27条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(協議)

第28条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

福岡県

代表者

福岡県知事

〇〇 〇〇

乙

住所

氏名